

# 第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

日 時：平成28年6月1日(水)  
10:00～

場 所：市役所本庁舎 2階  
第五委員会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 経ヶ峯公園法面防災工事及び広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事について
- (2) 環境保全区域における行為の制限に係る許可基準のあり方に関する  
専門委員会の中間報告について
- (3) その他

### 3 閉 会

〔配布資料〕

- 仙台市広瀬川清流保全審議会委員名簿 【資料 1】
- 仙台市広瀬川清流保全審議会仙台市出席者名簿 【資料 2】
- 経ヶ峯公園法面防災工事及び広瀬川仲ノ瀬緑地  
災害復旧工事について 【資料 3】
- 専門委員会での検討について 【資料 4-1】  
「環境保全区域における行為の制限に係る許可基準の  
あり方に関する中間報告」
- ・保全区域等の指定に関する報告書 【資料 4-2】  
(専門委員会報告書(昭和50年)抜粋)

## 仙台市広瀬川清流保全審議会委員名簿

(敬称略)

いとう かつえ 伊藤 勝衛		宮城管内町内会長連絡会理事
いわまつ ひろゆき 岩松 廣行		作並温泉旅館組合組合長
うちだ みほ穂 内田 美穂	専	東北工業大学工学部准教授
うどう けいこ 有働 恵子		東北大学災害科学国際研究所准教授
えんどう しんや 遠藤 信哉		宮城県土木部長 (代理：土木部次長 後藤 隆一)
かめい よしひろ 亀井 義広		(公社) 仙台青年会議所副理事長
こんどう はつね 近藤 初音		(公財) 日本野鳥の会宮城県支部
さいとう きし 齋藤 哲		仙台森林管理署長 (代理：総務グループ総括事務管理官 岩崎 孝司)
ささき きょう 佐々木 卿		北部広瀬川愛護推進協議会会長
せがわ くみ 瀬川 久美		仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会
にしやま こういち 西山 浩一	専	(一社) 宮城県建築士会仙台支部
はたけやま しんいち 畠山 慎一		国土交通省東北地方整備局河川部長 (代理：河川環境課長 中川 博樹)
はたけやま ゆうた 畠山 裕太		仙台弁護士会
みねぎし けんじ 嶺岸 健二		広瀬名取川漁業協同組合理事
◎ みやぎ とよひこ 宮城 豊彦	専	東北学院大学教養学部教授
○ やまだ かずひろ 山田 一裕	専	東北工業大学工学部教授

### 臨時委員

こじま ひでゆき 小鷲 秀是	専	宮城県樹木医会
-------------------	---	---------

- ◎：会 長  
○：副会長  
専：専門委員会委員

## 第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会仙台市出席者名簿

所 属	氏 名
建設局長	村上 貞則
建設局次長	吉野 博明
建設局 百年の杜推進部長	岡本 一郎
建設局 百年の杜推進部 参事兼百年の杜推進課長	佐々木 亮
建設局 百年の杜推進部 公園課長	岡田 真之
環境局 環境部 環境対策課長	相田 英輝
青葉区 建設部 公園課長	伊藤 俊夫
(事務局)	
建設局 百年の杜推進部 河川課長	安田 敏弘
建設局 百年の杜推進部 河川課 広瀬川創生室長	杉井 智一
建設局 百年の杜推進部 河川課 広瀬川創生室 技師	高橋 善之
建設局 百年の杜推進部 河川課 広瀬川創生室 主事	大平 浩輝

第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

## 経ヶ峯公園法面防災工事及び 広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事について



平成28年6月1日  
青葉区建設部公園課

第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

## 1, 経ヶ峯公園法面防災工事について



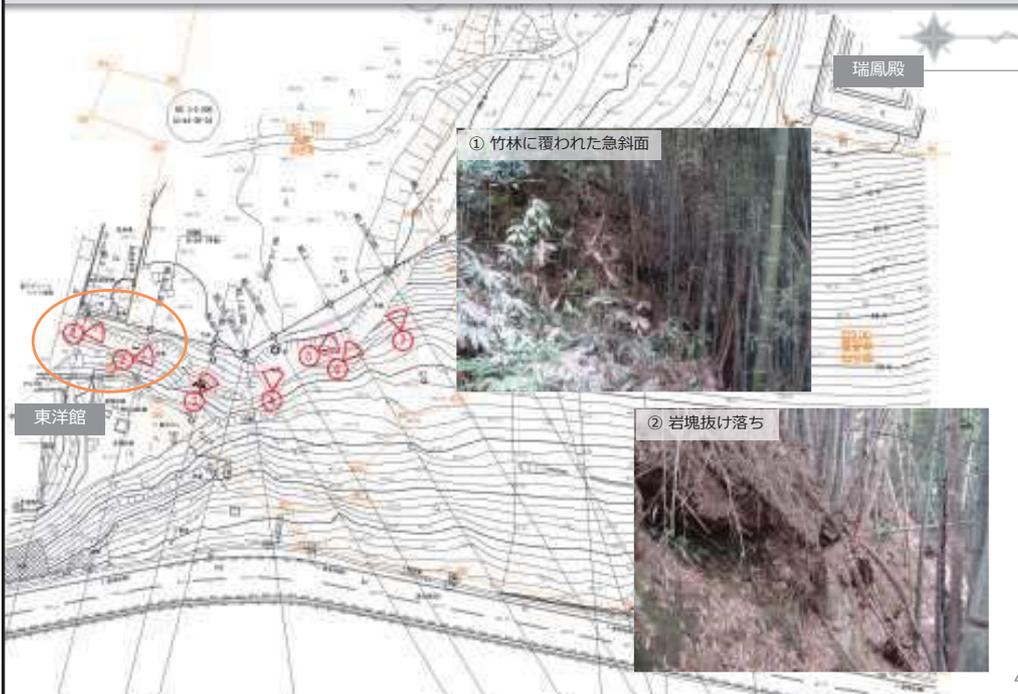
平成28年6月1日  
青葉区建設部公園課

経ヶ峯公園法面防災工事\_施工場所



3

経ヶ峯公園法面防災工事\_現況写真 (1)



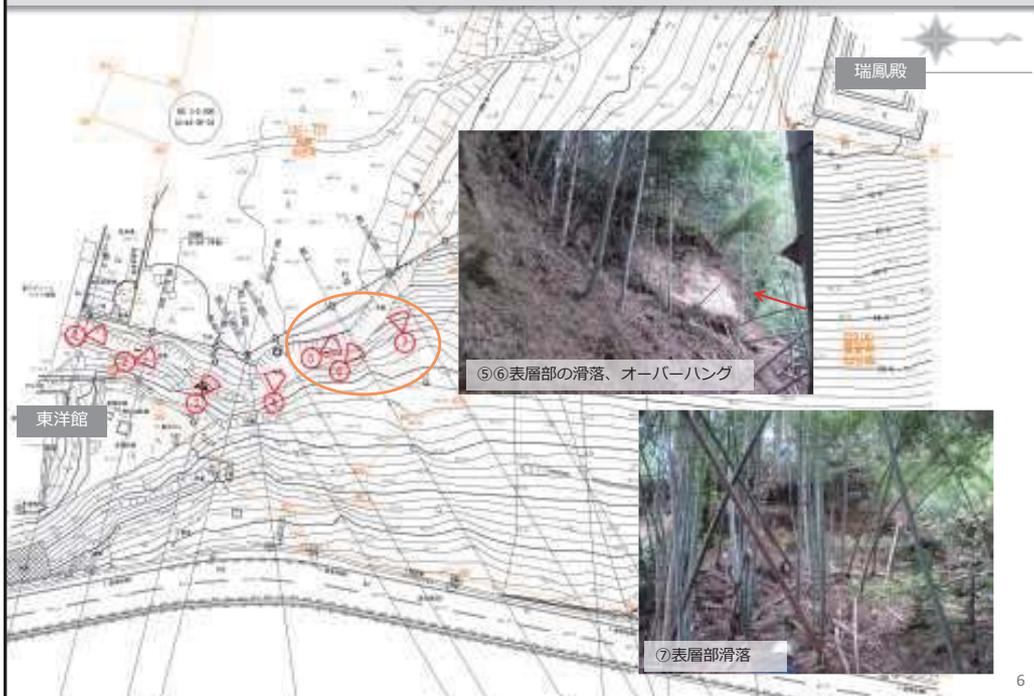
4

経ヶ峯公園法面防災工事\_現況写真(2)



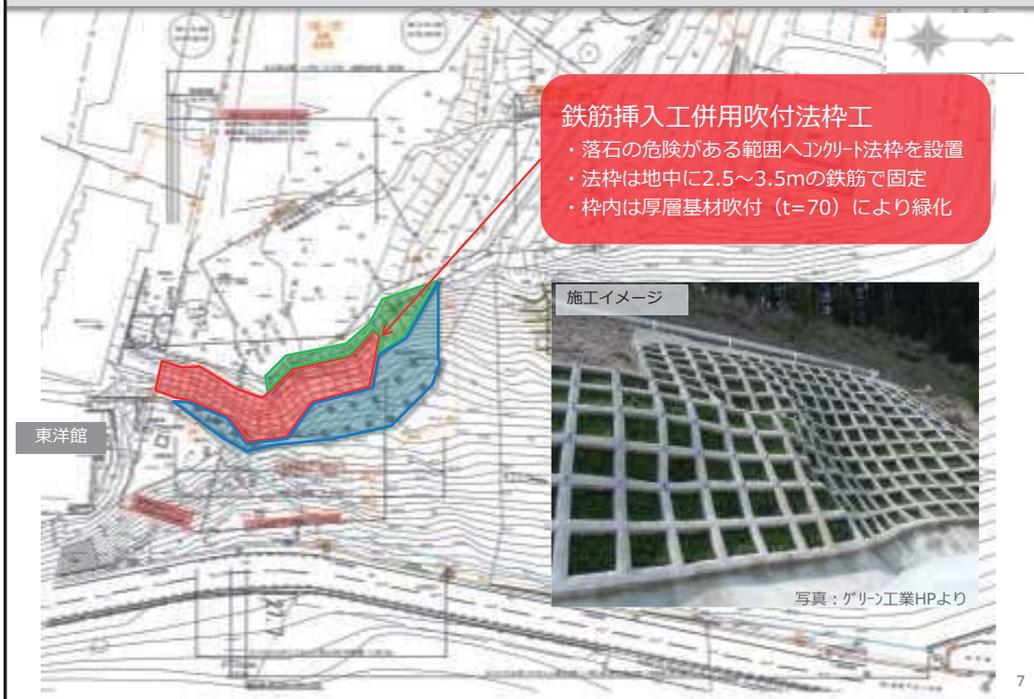
5

経ヶ峯公園法面防災工事\_現況写真(3)



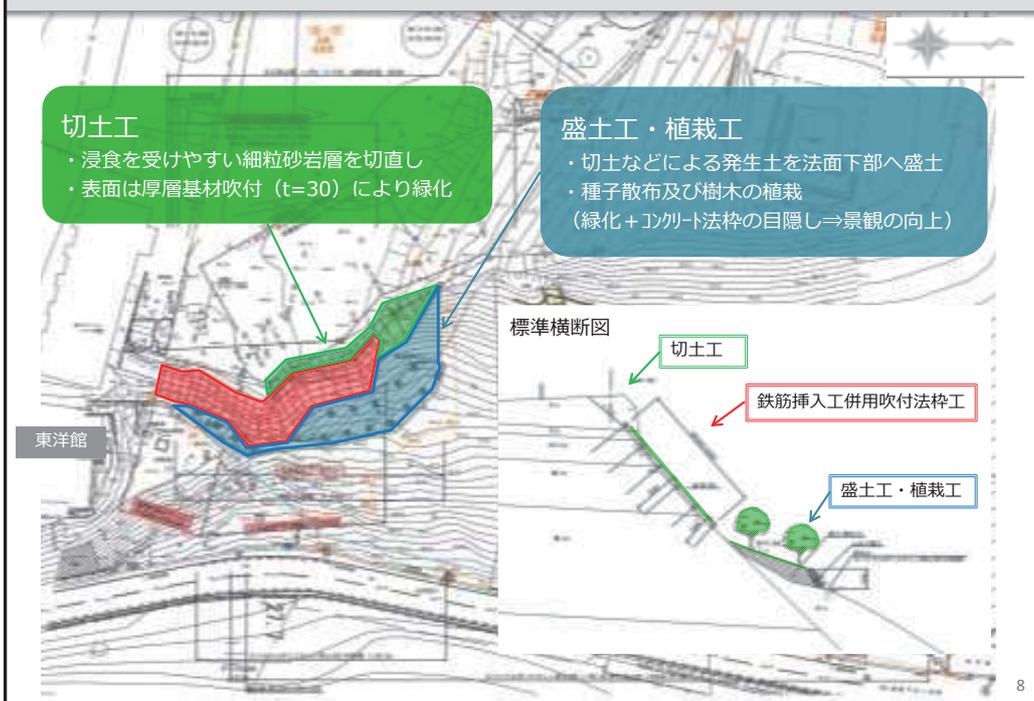
6

## 経ヶ峯公園法面防災工事\_施工方法 (1)



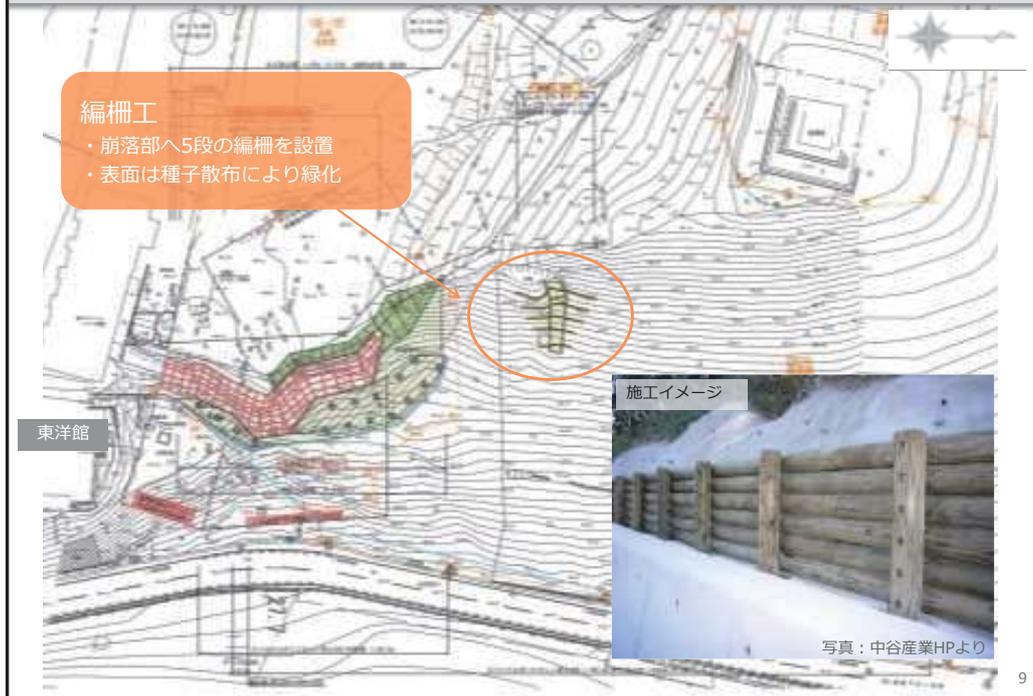
7

## 経ヶ峯公園法面防災工事\_施工方法 (2)

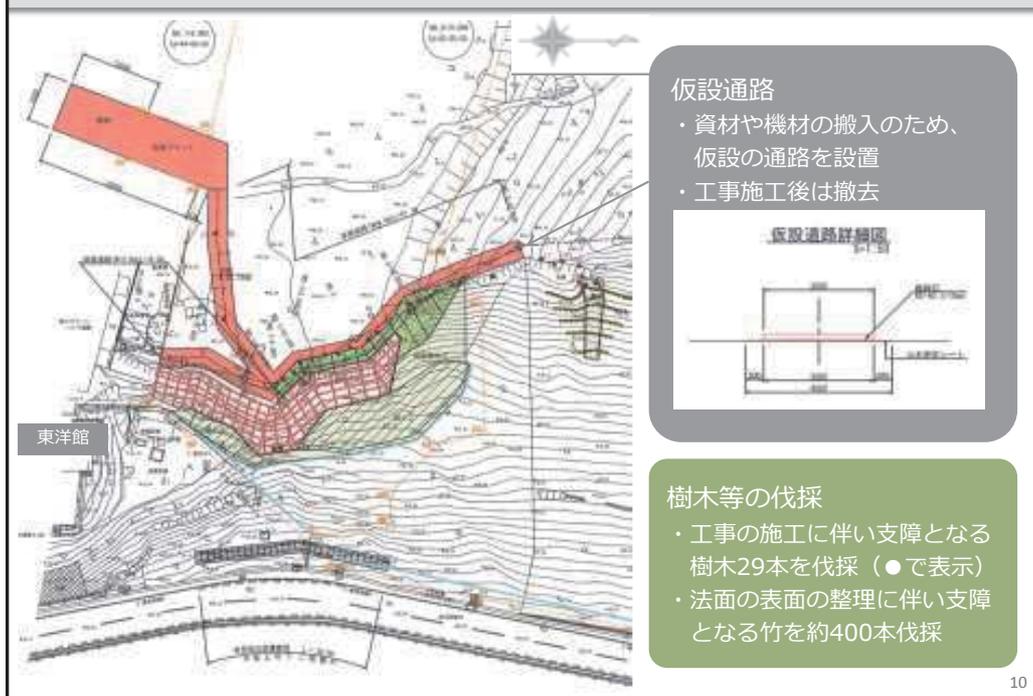


8

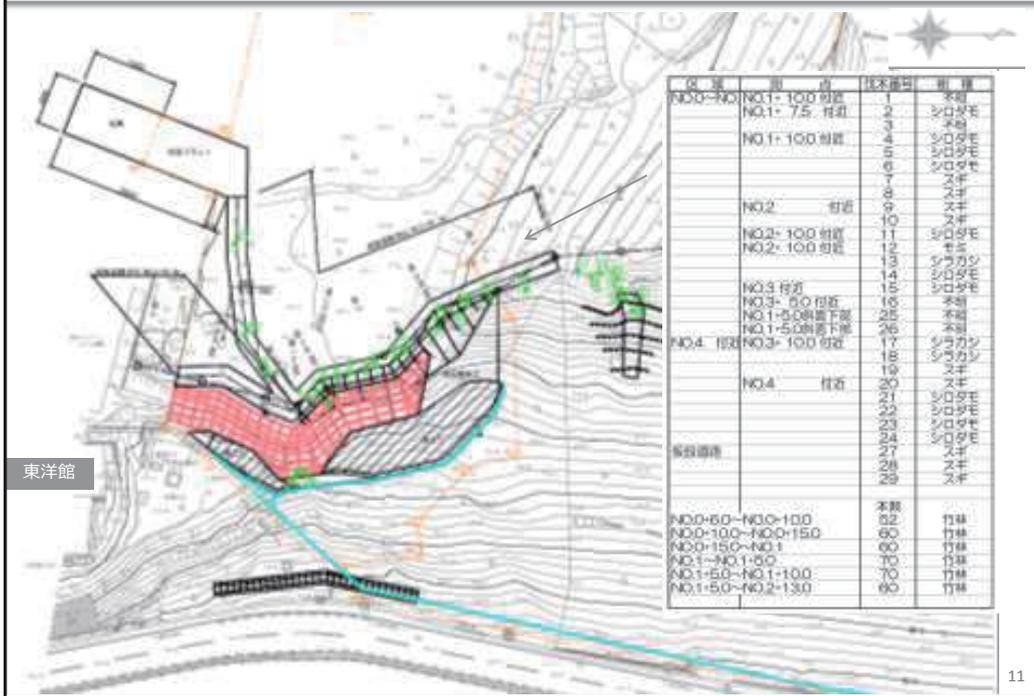
### 経ヶ峯公園法面防災工事\_施工方法 (3)



### 経ヶ峯公園法面防災工事\_仮設計画・伐木計画 (1)



経ヶ峯公園法面防災工事\_仮設計画・伐木計画 (2)



東洋館

経ヶ峯公園法面防災工事\_仮設計画・伐木計画 (3)



東

経ヶ峯公園法面防災工事\_施工後イメージ図



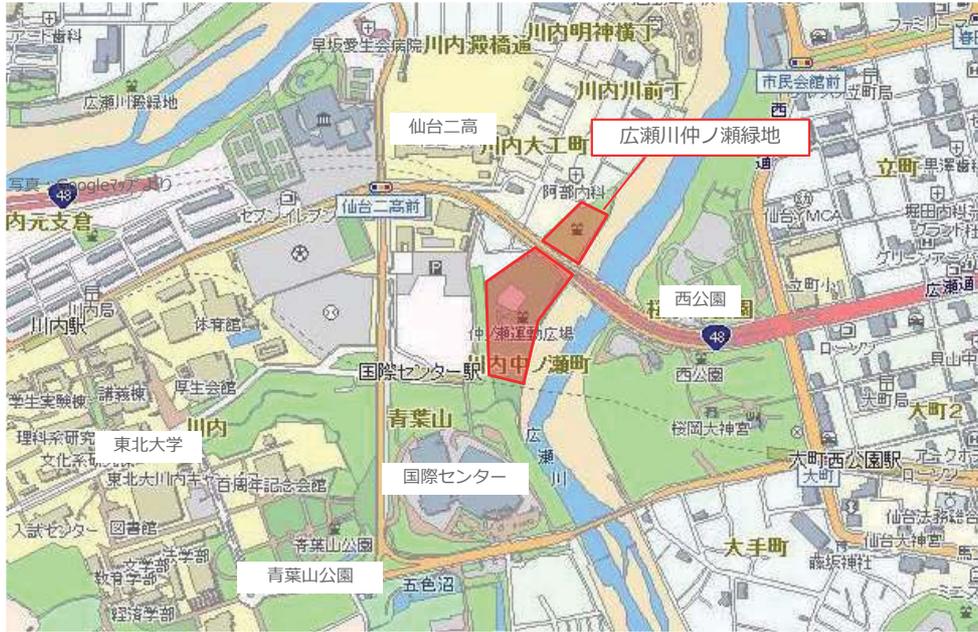
第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

## 2, 広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事について

平成28年6月1日  
青葉区建設部公園課



広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_施工場所



15

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_被災前の状況

広瀬川仲ノ瀬緑地の航空写真（被災前の状況）



\* 軟式野球、ソフトボールなどができる運動広場や芝生広場が広がる河川公園

16

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_被災状況

関東東北豪雨による河川の増水（平成27年9月11日）

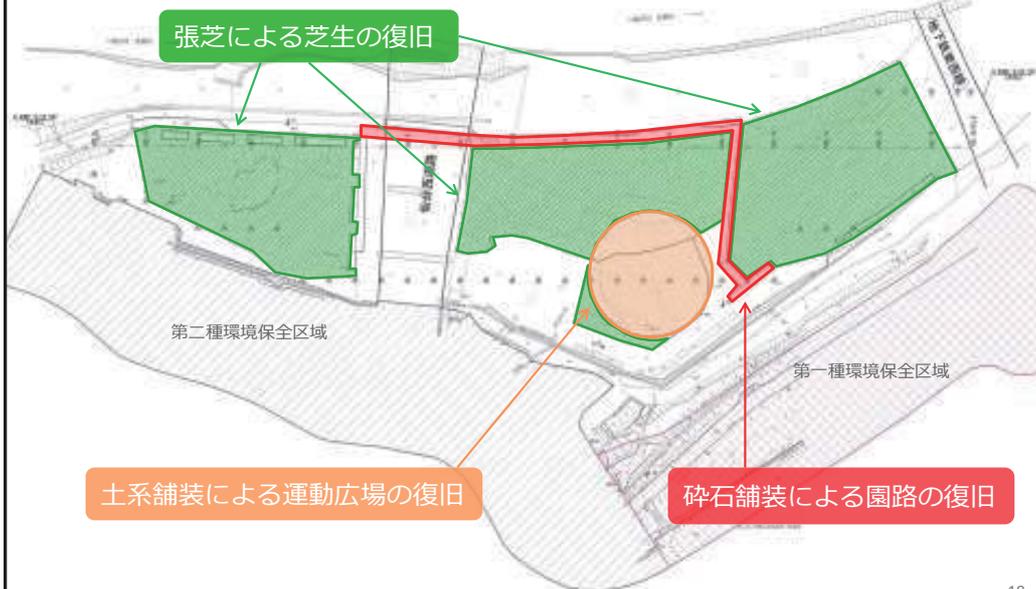


写真：ドローンにより上空より撮影

17

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_当初工事計画

災害査定の受験時における工事施工計画（平成27年12月）



18

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_工事おける問題

工事車両の通行経路

19

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_工事おける問題

狭小な道路（幅員約3.0m）をトラック等の工事車両が通行

写真①

写真②

20

### 広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置 (1)

工事用の仮設進入路

- ・青葉山公園の「桜の小径」より車両を通行
- ・工事完了後には撤去予定

既存通路

仮設進入路  
幅員：3.0m  
延長：115m

桜の小径

21

### 広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置 (2)

仮設進入路設置場所の現況①

桜の小径

写真：仲ノ瀬橋より撮影

雑木、草本類の繁茂

樹木の倒木

22

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置 (3)

仮設進入路設置場所の現況②

桜の小径

河岸

河岸

23

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置 (4)

仮設進入路設置イメージ

桜の小径

河岸

写真：仲ノ瀬橋より撮影

進入路の設置に伴う  
樹木の伐採

24

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置に伴う樹木の伐採 (1)

移植または伐採対象木 (第一種環境保全区域内)



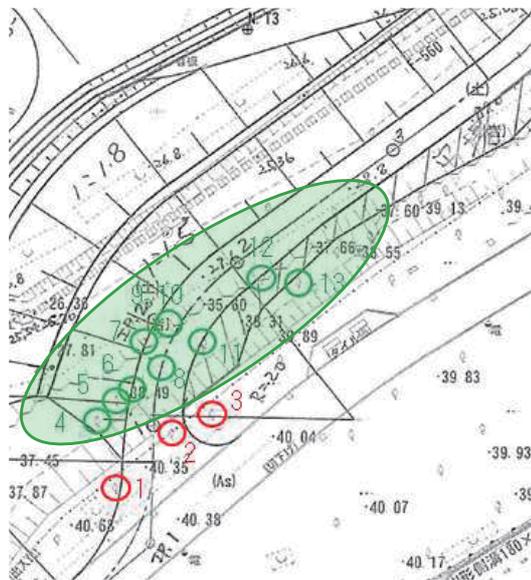
番号	樹高	樹種
1	5m	サクラ
2	5m	サクラ
3	5m	サクラ



25

広瀬川仲ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置に伴う樹木の伐採 (2)

移植または伐採対象木 (環境保全区域外)

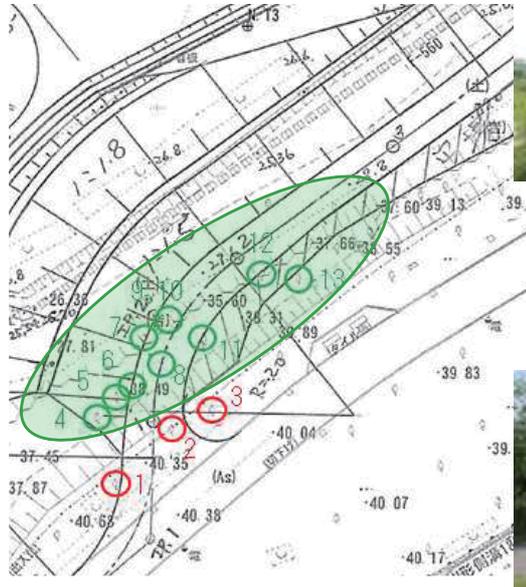


番号	樹高	樹種
4	5m	—
5	10m	—
6	5m	ナラ
7	15m	—
8	5m	—
9	15m	ナラ
10	15m	ナラ
11	10m	クルミ
12	10m	ネムノキ
13	10m	—

26

広瀬川中ノ瀬緑地災害復旧工事\_仮設進入路の設置に伴う樹木の伐採 (3)

移植または伐採対象木 (環境保全区域外)



27

第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

青葉区建設部公園課



ありがとうございました

第43回 仙台市広瀬川清流保全審議会

## 専門委員会での検討について

環境保全区域における行為の制限に係る  
許可基準のあり方に関する中間報告

平成28年6月1日

### 専門委員会での検討の概要

新築等の行為の許可基準：自然的環境の保全のための土地の確保について

#### 現状の 確認

近年の許可内容の傾向より

- ・土地確保の代替（植栽）等、緩和措置を講じる許可申請が常態化している
- ・建築時に確保された土地が、緑化されない事例が多い

#### 目指す姿 の明確化

自然的環境として目指す姿を明確にするために

**自然的環境の保全に関する基本理念を整理**

→「みどりが創出されること」が重要

#### 課題解決策 と方向性 の決定

##### ①許可基準の見直し

- ・土地所有者等が積極的に緑化を図るような仕組みを取り入れる

##### ②既存宅地も含めた緑化の誘導

- ・緑化の助成制度や維持に関する支援を充実させる
- ・土地所有者から緑化の促進に対する理解を得られるように**目指す広瀬川の姿**の周知などを行う

## 報告の概要

1. 専門委員会での検討の背景
2. 専門委員会での検討の流れ
3. 自然的環境の保全に関する基本理念の確認
4. 検討内容
  - 4-1. 広瀬川条例の40年の効果
  - 4-2. 許可基準の見直し
  - 4-3. 緑化が進んでいない宅地への緑化誘導
  - 4-4. 目指す広瀬川の姿
5. 今後の検討事項及びスケジュール

### 1. 専門委員会での検討の背景

第42回清流保全審議会（H27.8.25）

「広瀬川の清流を守る条例」

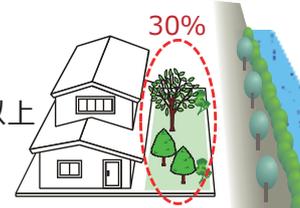
環境保全区域において建築物その他の工作物の新築等行為をしようとする際の許可基準「自然的環境の保全のための土地の確保」に関する課題が存在することから、「専門委員会」で検討していくことが了承された。

◆ 現行許可基準

<建築物その他の工作物の新築、増築>

自然的環境の保全のための土地を敷地面積の30%以上確保する

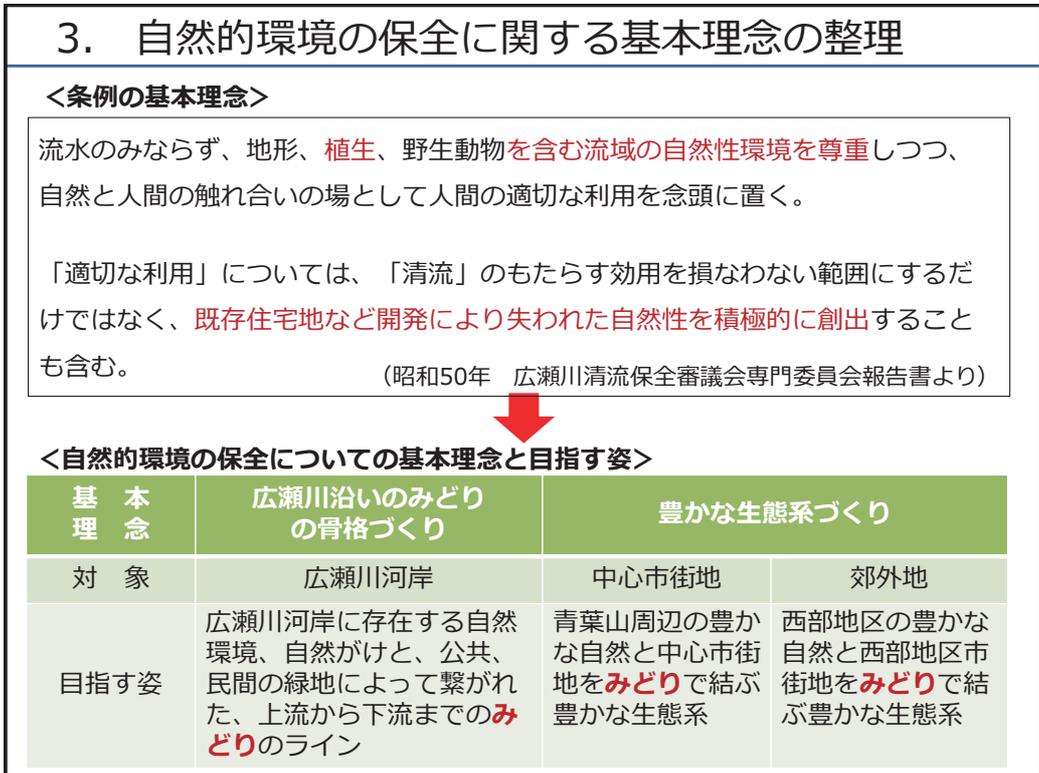
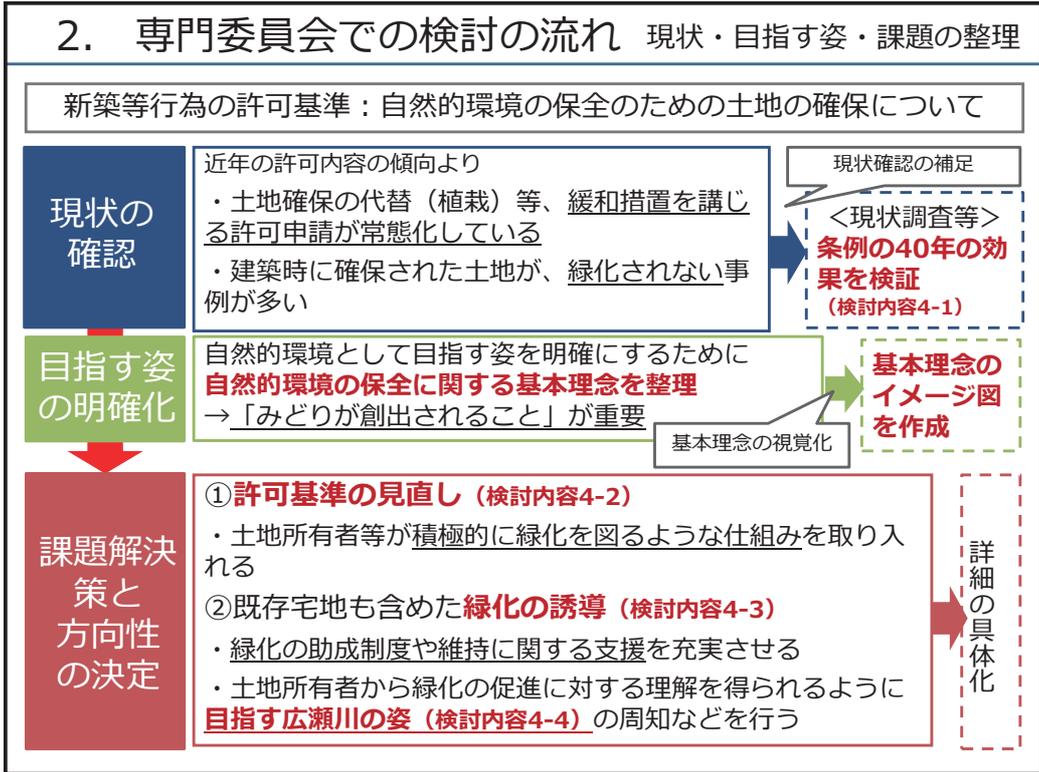
（河川に接する土地では河岸線に沿って配置）



◆ 課題

既存の緑地，将来的な緑化を想定した裸地（土）  
→ 建築，駐車スペース，通路などの利用不可

- ・ 30%以上の面積の確保や河岸線に沿った配置が土地利用上厳しい制限
- ・ 建築時等に確保された土地がその後緑化されない



## 4-1. 広瀬川条例の40年の効果

条例によって広瀬川沿いがどのように変わったのか調査する

- ・過去の許可案件を対象に、**自然的環境の保全のために確保された土地の現況調査**を行う。
- ・**条例制定当時（昭和50年頃）の景観と、現在の広瀬川沿いの景観を対比し、条例の効果を検証する。**  
（比較に用いる資料：航空写真、定点写真等）

（例）仲の瀬橋からの景観



昭和50年（1975年）



平成27年（2015年）

## 4-2. 許可基準の見直し

- ・土地所有者が積極的に緑化を図るような許可基準  
→確保すべき面積のうち、**緑地分の面積を実面積より大きい面積に換算して計上**
  - ・目指す姿へ誘導するための仕組み  
→**行為地が存在する区域や緑化の質（種類）、位置により差を設ける**  
→土地所有者の希望に対応しつつ、**目指す姿へ誘導する**
- 基本理念：川沿いのみどりの骨格 → 目指す姿：河川沿いの樹木による緑化

視点① 行為地が存在する区域による区分について（例）

環境保全区域による区分	特別、第1種、第2種
都市計画上の用途区域による区分	住居系地域、工業系地域、商業系地域 等
その他	都市部（旧仙台市）と郊外部（旧宮城町）

視点② 緑化の質（種類）、位置による区分について（例）

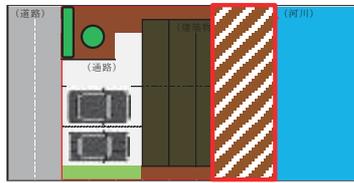
緑化の質（種類）による区分	樹木（高木、中木、低木）、生垣、芝、壁面緑化、屋上緑化、裸地（土）
緑化の位置による区分	河川沿い、道路沿い、その他

参考 新たなルール of 算定イメージ

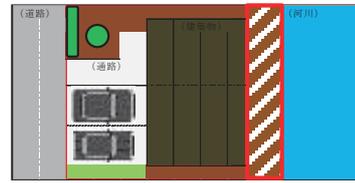
エリアの特性に応じて率を設定する

	確保すべき面積		
	特別	第1種	第2種
市街化調整	特別	大	
住居系地域	大		小
工業系地域		小	
商業系地域			特別

必要面積 大



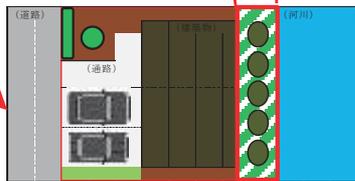
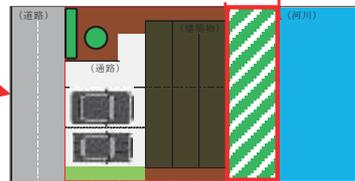
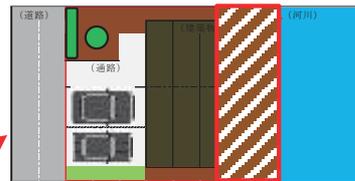
必要面積 小



参考 新たなルール of 算定イメージ

緑化の質や位置により差を設ける

	必要となる実面積		
	一般	道路側	河川側
裸地(土)		大	特別
芝			特別
生垣	大		小
低木			小
中木			
高木		小	特別



## 4-2. 許可基準の見直し

見直しの基本的な方向性

	現行のルール	見直しの方向性
必要面積	30%の面積を確保する	・行為地が存在する区域に応じて面積割合を変更する
算定	水平投影面積 (緑化の有無や配置による規定なし)	・緑化の質(種類)に応じて算定の基準値を設定する (例: 高木10㎡/本、中木3㎡/本、生垣1㎡/m) ・緑化の位置に応じて重み(係数)を設けて算定する (例: 河川沿いの緑化10㎡→15㎡に換算)

## 4-3. 緑化が進んでいない宅地への緑化誘導

・現行の「緑化助成制度」は助成の対象が限定されているため、既存宅地なども対象となるように見直しを図る。

### ① 広瀬川緑化助成制度の見直しについて

	現行制度	見直しの方向性
対象	・建築行為等の際に確保された自然的環境保全のための土地への緑化 ・許可から3年以内	既存の宅地の緑化など、許可申請に起因しない緑化も対象とする
樹種	・広瀬川の自生種	自生種や郷土種(※)を原則としつつ、その他の樹種についてもある程度の幅を持たせて対応する
他制度との併用	・同一敷地での他の助成制度との併用は不可 (生垣づくり助成、街かど緑化助成等)	緑化の目的が異なれば、同一敷地でも併用可能とする (河川沿いと道路沿い等)
周知方法	・ホームページでの案内 ・窓口での説明(許可通知の際) ・緑化木交付の案内時(年1回)	広報手法を拡充する 例) 市政だよりへの掲載 関係町内会への回覧 関連企業(造園業者等)への周知

※自生種：広瀬川沿いに古くから存在する種  
郷土種：仙台全域に古くから存在する種

### 4-3. 緑化が進んでいない宅地への緑化誘導

- ・市民や土地所有者の理解、協力を得るために、緑化のもたらす効果などについて周知していく。
- ・緑化された土地が適切に維持管理されるように支援を行う。

#### ② みどりのもたらす効果について

- ・自然環境の保全（微気象の調整機能）
- ・都市環境の改善（大気の浄化、騒音吸収）
- ・多様な生態系の維持（鳥や蝶の集まる生態系）
- ・地下水涵養機能
- ・火災など災害時の安全確保
- ・みどりの回廊の形成

#### ③ 緑化された土地の維持管理の支援

- ・維持管理に関する情報提供（ガイドブックの作製、配布など）
- ・相談窓口（NPO団体等）の紹介

### 4-4. 目指す広瀬川の姿

広瀬川沿いがどのような景観になるのかという方向性が目で見てわかるような資料を作成し、市民に対して周知する。

#### ① 基本理念のイメージ図

- ・自然的環境の保全についての基本理念である「広瀬川沿いのみどりの骨格づくり」と「豊かな生態系づくり」を表すイメージ図を作成する。

#### ② 景観変化の可視化

・許可基準を見直すことによって、広瀬川沿いの景観がどのように変化していくのかという予想図をフォトモンタージュで作成する。

・ビューポイントとして特徴ある景観を選定する。

例) 橋の上からの視点、遊歩道沿いの景色

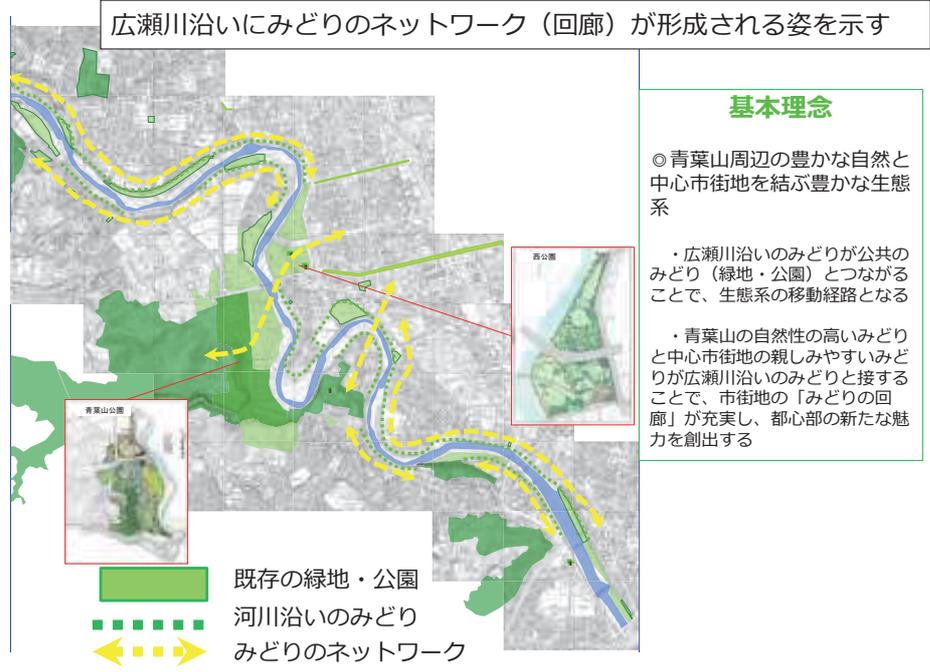


特徴ある景観例：都心の中の自然



魅力的な景観を周知  
→観光資源としての価値が付加される  
→市民共有の財産としての価値の向上

参考 基本理念のイメージ図



5. 今後の検討事項及びスケジュール

- ・調査や資料作成を行い、現状や目指す姿を補完する。
- ・許可基準について、詳細を検討する。
- ・助成制度や広報手段など、緑化誘導の手法について、詳細を検討する。

スケジュール

時期	内容
平成28年6月	◎第43回清流保全審議会 ・専門委員会での検討の報告
平成28年7月頃	○第4回専門委員会 ・許可基準の詳細、助成・支援制度、広報手段の検討
平成28年9月頃	○第5回専門委員会 ・検討結果の報告書作成
平成28年11月頃	◎第44回清流保全審議会 ・専門委員会での検討結果の報告、報告書の提出



施行規則等の改正・市民への周知

# 保全区域等の指定に関する 報 告 書

昭和50年12月

## 【以下の事項に関する箇所の抜粋】

- ①清流保全の基本理念について
- ②環境保全区域の種別毎の特徴
- ③環境保全区域の範囲の設定根拠
- ④自然的環境の保全のために確保すべき土地の面積の根拠

広瀬川清流保全審議会専門委員会

# 目 次

	第 1 部	広瀬川の清流を守るために	1
①清流保全 の基本理念 について	第 1 章	広瀬川と仙台	1
	第 2 章	清流保全の基本理念	2
	第 2 部	環境保全区域の指定及び許可基準	4
	第 1 章	流域市街地の現況とその保全	4
	(1)	生瀬橋～牛越橋	4
	(2)	牛越橋～澱橋	4
	(3.4)	澱橋～仲ノ瀬橋～大橋	5
	(5)	大橋～評定河原橋	7
	(6)	評定河原橋～霊屋橋	8
	(7)	霊屋橋～愛宕橋	8
	(8)	愛宕橋～宮沢橋	9
②環境保全 区域の種別 毎の特徴	第 2 章	環境保全区域の指定方法	9
③環境保全 区域の範囲 の設定根拠	第 3 章	環境保全区域の範囲	10
	第 4 章	環境保全の手法	10
	(1)	特別保全区域	10
④自然的環 境の保全の ために確保 すべき土地 面積の根拠	(2)	第一種保全区域	11
	(3)	第二種保全区域	11
	第 5 章	環境保全区域における行為の許可基準	12

第3部	水質保全区域の指定及び管理基準	21
第1章	水質保全区域	21
第2章	水質管理基準及び許容負荷量	24
(1)	水質管理基準の意義	24
(2)	水質管理基準項目及び基準値	24
(ア)	基準項目	24
(イ)	全有機炭素量(TOC)による基準設定	25
(3)	許容負荷量	26
(ア)	環境目標値	26
(イ)	許容負荷量	27
第3章	排出規制基準	27
(1)	排出規制方式	27
(2)	規制項目の設定	28
(3)	排出規制基準	30
第4部	清流保全への提言	44
(1)	水量の確保	44
(2)	水質の保全と下水道	44
(3)	都市計画と「清流」の保全	45
(4)	保全と利用にかかる権利の調整	46
(5)	その他	47

(別添資料集)

資料1 広瀬川流域植生調査報告書

資料2 広瀬川の野鳥

資料3 広瀬・名取川水系魚相調査報告書

緒は、都市の表情に穏やかさと温かさ、さらにはある種の気品さえもそえ、住む人々の心に潤いと安らぎを与えてきた。

しかし、近年、流域市街地の開発が激化し、とくに、マンションなど高層建築物の建設に伴う自然がけの破壊や緑の蚕食により、流域の特色ある自然景観が次第に失なわれつつある。しかしながら、往時の「清流」の面影は随所に残り、それは、都市の中の稀少な自然として市民生活にとって重要な役割をつとめている。

このような広瀬川の優れた自然環境は、今日、それが人口60万余を擁する都市の中心域にあることによって、その価値を改めて認識させるとともに、それを不用意な破壊から守り、いかにその類まれな特色を生かした公共的空間を形成し次代に継承してゆくか、という問を、今日の市民一人一人に投げかけているのである。

## 第2章 清流保全の基本理念

広瀬川の「清流」とは、そのシンボルであるアユやカジカガエルの生息する清浄で豊かな流水、および、それと一体をなす自然がけや、丘陵、中州と、そこにみられる植生や数多くの野生動物をも含む流域の自然的環境を包括したものである。また、この「清流」を構成する諸要素は、相互に密接に関連する一つの体系を形成し、微妙な生態的均衡を保っている。したがって、「清流」の保全は、構成諸要素の特性と要素間の均衡をそこなわないよう体系的に行なわれることが肝要であり、その意味で、水質および環境の両面にわたる一体的な保全でなければならない。

### ①清流保全の基本理念について

「清流」の保全とは、それを構成する諸要素の自然性を尊重し、市民生活から隔絶して保護することを必ずしも意図するものではなく、都市化の進展に伴い、高まりつつある市民の自然環境に対する欲求をふまえ、自然と人間

の触れ合いの場としての適切な利用を念頭に置くものである。したがって、  
保全と利用とは二者択一的な対立する概念ではなく、一体的なものとする  
のである。また、ここでいう適切な利用とは、「清流」のもたらす効用を市  
民生活に反映させることであり、それに伴って加えられる人工は、その効  
用をそこなわない範囲のものでなければならないことは無論、既存の住宅地  
など開発により自然性の失なわれたところに積極的にそれを創出することを  
も意味している。

このような人と自然とのかかわり方は、古くから自然といたずらに対立することなく、その風土の中にみごとに融和するかたちで培われてきた我が国固有の生活様式、および文化的伝統の中に最もよくうかがうことができる。

以上の観点にたつて、広瀬川および流域の自然環境を保全し、適切な利用をはかろうとするならば、その自然的空間の利用形態を都市計画の中で明確に規定されることが望ましく、その意味で、従来の都市づくりにおける固定観念にとらわれず、既定の都市計画等の見直しを含む制度全般にわたる総合的な施策を展開することが要請される。すなわち、自然の有限性、非可逆性に留意し、従来の経済的効率優先の蔭で見落されがちであった精神的・文化的価値を可能な限り適正に評価し、さらに、自然環境を市民共有の財産として認識するとともに、それが健康で文化的な市民生活を保障するに足る広さをもって巧みに確保されるよう留意し、環境および水質保全区域の指定とその土地利用について、適切な規制と誘導をはからねばならないと考える。

## (8) 愛宕橋～宮沢橋

この区間では、左岸の一部愛宕橋から愛宕堰に至る部分に自然がけが残るだけで、他の区域は兩岸とも護岸が完成され、ごく一般的な河川の景観を呈している。また、現存する植生状況も、一部中州や自然がけのそれを除いて、良好なものとはいえず、特に左岸は既設建築物の密度に比べて、その緑被率はきわめて低く、今後は良好な住環境を創出する意味においても植栽その他修景措置をはかるよう指導することが望まれる。

一方、都市計画用途地域指定の内訳をみると、右岸は住居地域、左岸は全て近隣商業地域に指定されており、既設建築物の数も多い。とくに、近年マンション等高層建築物の建設が著しく、その傾向は今後も続くことが予想されるため、当該区域にあっては、それら建築物の建設に際し、十分な緑地空間を確保させるなど、広瀬川に調和した環境の創出に努めることにより、それが地域住民の生活環境の向上にも資するものであるよう適切な指導助言が望まれる。

## 第2章 環境保全区域の指定方法

### ②環境保全区域の種別毎の特徴

これまで述べてきたように、広瀬川の流域は、都市化の進展がみられるとはいえ未だ「清流」の面影をとどめている箇所も多く、他の都市河川にはみられない景観を呈している。

ところで、環境保全区域を定めるにあたっては、その自然性が保たれている程度および土地利用の形態によって、おおむね三つの区域に大別することができる。

第一には、地形、地質、現存植生、野鳥等野生動物を含む自然環境がよく保たれ、藩制以来の歴史的遺産と一体となった緑豊かな丘陵で、広瀬川および流域の自然景観と密接にかかわる眺望域として欠くことのできない区域が、

その対象となる。

第二には、「清流」を構成する要素の一つである自然がけがほぼ人工の加わらない状態で残り、植生状況もおおむね良好な状態を保っている区域または、第一の区域の自然環境と一体性をもたせることが特に必要と思われる区域が、その対象となる。

第三には、すでに護岸などによって、自然性が失なわれ、現存する植生状況も良好とはいえないが、上記の第一、第二の指定される区域と不調和にならないよう、積極的な自然性の創出が望まれる区域が、その対象となる。

以上、三種の段階を設け、第一の区域については、特別保全区域、第二は第一種保全区域、第三は第二種保全区域に定め、それぞれの区域にみあった保全手法を講ずべく、行為の規制をはかることが望ましい。

### 第3章 環境保全区域の範囲

#### ③環境保全区域の範囲の設定根拠

環境保全区域の範囲については、清流の保全と川に面した土地の安全、快適性を保つに最少限必要な範囲と、既得の市民生活に係る権利の調整限度内において、河岸線又は堤防ののりじりから、おおむね両側50メートルが妥当とおもわれ、地形および現存する植生などを考慮し、別図の範囲とした。

### 第4章 環境保全の手法

#### (1) 特別保全区域

川からの眺望域の自然環境および景観が損なわれることのないよう、建築、開発行為等の規制に重点をおき、建築物等については、建ぺい率、高度等の形態規制と、開発行為については、原則として認めない方向で、眺望域の自然環境および景観の保全をはかることが望ましい。

## (2) 第一種保全区域

残された広瀬川の特徴である自然がけと、緑の景観の保護に重点をおき、自然がけの保全の技術的基準について、画一的に定めることは困難であるが、人工を加えることを可能な限り避ける工夫をする。やむを得ない場合であっても、必要最少限度の規模にとどめるべきで、当該自然がけの地質や現存植生、流水抵抗の状況および建築物等の用途、規模などを考慮し、植栽などにより自然景観に調和した修景措置を講ずるなど、その自然の姿を損なわない手法をとる必要がある。また、緑の保全については、快適な生活環境と自然景観を維持するに最少限必要とされる30パーセントの緑地面積が確保されるよう、建築物等の建ぺい率を考慮した空間規制をすることが必要である。広瀬川自然环境および景観を維持することからすれば、これを、川側に確保させ、沿岸の緑豊かな環境の保全をはかることが望ましい。

④自然的環境  
の保全のため  
に確保すべき  
土地の面積の  
根拠

## (3) 第二種保全区域

当該区域は、比較的緑が少なく自然性が失なわれているが、人工的手法により、特別保全区域、第一種保全区域、または、広瀬川の流域の自然と調和した環境をつくることに重点をおき、当該区域内を清流と調和した緑豊かな地域として確保されるよう、一部建築物等の建ぺい率を考慮した空間規制をすることにより、保全をはかることが望ましい。

以上の方法により、広瀬川と周辺自然环境および景観の保全をはかるにあたり、特に、第一種保全区域および第二種保全区域内における建築物等の建設で、その高さが20メートルをこえるものについては、周辺の自然环境および景観などに著しい影響を及ぼすことが予想されるため、別に審査するなどの措置を講ずることが望ましく、また、第一種保全区域内における自然がけの修復についても、同様の措置を講ずることが必要であろう。